

開 議 午後1時

---

○議長（飯島弘之） ただいまから、本日の会議を開きます。

---

○議長（飯島弘之） 出席議員数は、67人です。

---

○議長（飯島弘之） 本日の会議録署名議員として長内直也議員、福士 勝議員を指名します。

---

○議長（飯島弘之） ここで、事務局長に諸般の報告をさせます。

○事務局長（酒井欣洋） 報告いたします。

去る12月6日、人事委員会委員長から、議案第9号、第10号、第13号、第15号、第77号、第78号、第82号の7件について意見書が提出されましたので、その写しを配付いたしました。

本日の議事日程、議案審査結果報告書を配付いたしております。

以上でございます。

〔報告書は巻末資料に掲載〕

---

○議長（飯島弘之） これより、議事に入ります。

日程第1 議案第22号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、細川正人議員の退席を求めます。

（細川正人議員退席）

○議長（飯島弘之） 委員長報告を求めます。

厚生委員長 藤田稔人議員。

（藤田稔人議員登壇）

○藤田稔人議員 厚生委員会に付託されました議案第22号 公の施設の指定管理者の指定の件（身体障害者福祉センター）について、その審査結果をご報告いたします。

本件は、札幌市身体障害者福祉センターの指定管理者として、公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会を指定するものですが、質疑・討論はな

く、採決を行いましたところ、議案第22号は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） ただいまの委員長報告に対し、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 質疑がなければ、討論の通告がありませんので、採決に入ります。

本件を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、可決されました。

ここで、細川正人議員の入場を求めます。

（細川正人議員入場）

---

○議長（飯島弘之） 次に、日程第2 議案第1号から第21号まで、第23号から第93号までの92件を一括議題といたします。

委員長報告を求めます。

まず、総務委員長 三神英彦議員。

（三神英彦議員登壇）

○三神英彦議員 総務委員会に付託されました議案19件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第1号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第4号）中関係分、議案第9号 札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例案、議案第10号 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案、議案第11号 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第12号 札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案、議案第13号 札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第14号 札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案の7件についてですが、主な質疑として、戸籍振り仮名記載事業につ

いて、国の方針変更の影響を受け、当初想定していた事業規模や体制整備の再検討が予想されるが、どのように対応していくのか。特別職の期末手当について、国の指定職職員の期末手当に準じることなく引上げを行わないことは可能なのか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党池田委員、日本維新の会 波田副委員長から、議案第1号中関係分及び第11号の2件については、否決すべきものとの立場でそれぞれ意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第1号中関係分及び第11号の2件は、賛成多数で可決すべきものと、議案第9号、第10号及び第12号から第14号までの5件は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、手数料及び使用料の改定等に関する議案第26号中関係分、第34号、第35号及び第55号から第57号までの6件についてですが、質疑はなく、討論を行いましたところ、日本共産党池田委員から、議案第26号中関係分、第34号、第35号、第55号及び第56号の5件については、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第26号中関係分、第34号、第35号、第55号及び第56号の5件は、賛成多数で可決すべきものと、議案第57号は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号 札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例案についてですが、主な質疑として、税制優遇の適用対象は金融商品取引業であり、市民にとってなじみのないものであるが、金融機能の強化、集積により本市にはどのようなメリットがあるのか。GX事業に係る税制優遇に当たっては、市内事業者が積極的に参画できるよう制度内容や得られる効果を具体的に伝えるべきと考えるが、どうか。法人市民税等に対する課税特

例は、本来入るはずの税収を減少させることとなるが、本条例による影響額をどのように見込んでいるのか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党池田委員から、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第80号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第77号、第78号、第83号、第88号及び第89号の5件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、財政市民委員長 うるしはら直子議員。

（うるしはら直子議員登壇）

○うるしはら直子議員 財政市民委員会に付託されました議案23件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第79号 札幌市宿泊税条例案についてですが、主な質疑として、特別徴収義務者へのシステム改修補助は宿泊事業者の負担軽減策として関心が高いと考えるが、導入に向け、どのように検討しているのか。納税義務者となる宿泊者への制度周知に当たっては、北海道と役割分担を行い、より効率的・効果的な広報を実施すべきと考えるが、どうか。特別徴収義務者への制度周知について、先行導入した自治体と同様に事務説明会を開催する必要があると考えるが、どのように進めていくのか。宿泊税の用途が具体的に示されていないことは無責任という意見がある中、条例のみを制定することはあまりにも拙速と考えるがどうか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党吉岡委員から、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第79号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第4号）中関係分、公の施設の指定管理者の指定に関する議案第17号、第18号及び議案第93号 令和6年度札幌市公債会計補正予算（第3号）の4件についてですが、主な質疑として、公の施設の機能を有効に発揮し、市民の創造性を育むためには、十分な指定管理費が必要不可欠であると考えますが、本市が示す基準管理費は施設運営に足りるものと認識しているのか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党吉岡委員から、議案第1号中関係分については否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第1号中関係分は、賛成多数で可決すべきものと、議案第17号、第18号及び第93号の3件は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、手数料及び使用料の改定等に関する議案第26号中関係分、第27号から第29号まで、第36号から第44号まで、第66号中関係分及び第73号の15件についてですが、主な質疑として、時計台観覧料の見直しについて、他の手数料・使用料と比較すると突出した改定率であるが、どのような考え方にに基づき、設定したのか。区民センター等の貸室利用料は、誰もが利用しやすいよう安価であることが望ましく、今回の値上げは見送るべきと考えらるかどうか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党吉岡委員から、いずれも否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案15件は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第84号、第85号、第90号の3件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、文教委員長 たけのうち有美議員。

（たけのうち有美議員登壇）

○たけのうち有美議員 文教委員会に付託されました議案16件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、手数料及び使用料の改定等に関する議案第47号、第49号、第50号、第70号から第72号まで及び第74号から第76号までの9件についてですが、質疑はなく、討論を行いましたところ、日本共産党 太田委員から、いずれも否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案9件は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号中関係分、第2号、第15号、第21号、第82号、第86号及び第87号の7件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、厚生委員長 藤田稔人議員。

（藤田稔人議員登壇）

○藤田稔人議員 厚生委員会に付託されました議案18件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第1号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第4号）中関係分、議案第5号 令和6年度札幌市介護保険会計補正予算（第1号）、公の施設の指定管理者の指定に関する議案第19号、第20号、第23号及び第24号の6件についてですが、主な質疑として、山口斎場における令和8年度以降のPFI事業について、入札不調により債務負担行為限度額を10億円引き上げることだが、不調の要因をどのように考えているのか。介護保険制度改正について、老健施設及び介護医療院等において多床室料が導入されることだが、利用者の負担額はどの程度増えると見込

んでいるのか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党佐藤委員から、議案第1号中関係分及び第5号の2件については、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第1号中関係分及び第5号の2件は、賛成多数で可決すべきものと、議案第19号、第20号、第23号及び第24号の4件は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 令和6年度札幌市国民健康保険会計補正予算（第2号）及び議案第4号 令和6年度札幌市後期高齢者医療会計補正予算（第2号）の2件についてですが、主な質疑として、子ども・子育て支援金制度について、令和8年度より被保険者から徴収を行うとのことだが、低所得者世帯や子どもがいる世帯に対してどのような軽減措置を講じるのか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党佐藤委員から、いずれも否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第3号及び第4号の2件は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、手数料及び使用料の改定等に関する議案第26号中関係分、第46号、第48号及び第51号から第54号までの7件についてですが、主な質疑として、福祉施設利用料等の値上げについて、検討に当たっては、コスト面だけではなく、利用の多い障がい者や高齢者などへの配慮を重視すべきと考えるかどうか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党佐藤委員から、議案第26号中関係分、第46号、第48号、第51号及び第52号の5件については、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第26号中関係分、第46号、第48号、第51号及び第52号の5件は、賛成多数で可決すべきものと、議案第53号及

び第54号の2件は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第81号及び第92号中関係分の2件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（飯島弘之）** 次に、建設委員長 小形香織議員。

（小形香織議員登壇）

**○小形香織議員** 建設委員会に付託されました議案13件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、手数料及び使用料の改定等に関する議案第26号中関係分、第63号から第65号まで、第66号中関係分及び第67号から69号までの8件についてですが、質疑はなく、討論を行いましたところ、日本共産党 長屋委員から、議案第26号中関係分、第64号、第65号、第66号中関係分、第67号及び第69号の6件については、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第26号中関係分、第64号、第65号、第66号中関係分、第67号及び第69号の6件は、賛成多数で可決すべきものと、議案第63号及び第68号の2件は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号中関係分、第8号、第25号、第91号及び第92号中関係分の5件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（飯島弘之）** 次に、経済観光委員長 森山由美子議員。

（森山由美子議員登壇）

**○森山由美子議員** 経済観光委員会に付託されました議案16件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、手数料及び使用料の改定等に関する議案第26号中関係分、第30号から第33号まで、第45号、第58号から第62号まで及び第66号中関係分の12件についてですが、主な質疑として、モエレ沼公園野球場の使用料金について、硬式化に伴い、既に人件費の増加や物価高騰などを反映した設定としていることから、さらなる改定は行うべきでないと考えがどうか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党田中委員から、いずれも否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案12件は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号中関係分、第6号、第7号及び第16号の4件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（飯島弘之）** ただいまの各委員長報告に対し、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（飯島弘之）** 質疑がなければ、討論に入ります。

通告がありますので、順次、発言を許します。

まず、田中啓介議員。

（田中啓介議員登壇）

**○田中啓介議員** 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となっております議案92件中、議案第1号、第3号から第5号まで、第11号、第26号から第52号まで、第55号、第56号、第58号から第62号まで、第64号から第67号まで、第69号から第76号まで、第79号及び第80号の53件に反対、残余の議案に賛成の立場で、討論を行います。

議案第1号 札幌市一般会計補正予算（第4号）に反対する理由は、第2期山口斎場運営維持管理事業に係る債務負担行為限度額の変更などが含まれているからです。

本市は、山口斎場の運営、維持管理について、

P F I、R O方式で6月に行った入札が不調となったことから、10億円増の89億円としました。

斎場P F Iは、山口斎場が全国で初めての導入であり、これまでP F Iで行った20年間について、直営と比較検証のないまま、今後10年間のP F Iでの管理運営を行うことになることから、反対です。

議案第3号 令和6年度札幌市国民健康保険会計補正予算（第2号）及び議案第4号 令和6年度札幌市後期高齢者医療会計補正予算（第2号）は、2026年度から子ども・子育て支援納付制度が実施されることに伴い、新たに子ども・子育て支援金を上乗せして徴収する制度改正に対応するためのシステム改修です。

国は、少子化対策として子育て支援を打ち出し、国民負担増はないと説明しながら、新たに支援金として公的医療保険に上乗せし、国民から徴収するとなりました。徴収額は、加入する保険で異なりますが、収入の少ない人はより負担が増えることとなります。子育て予算の拡充であるならば、国が公費そのものを増やすべきであり、今でも高い後期高齢者や国保の保険料をさらに引き上げるものとなるこのたびのシステム改修には反対です。

議案第5号 令和6年度札幌市介護保険会計補正予算（第1号）は、国による介護保険制度改正により、来年度8月から、介護医療院、老健施設などで、多床室の室料として月約8,000円を新たに徴収するためのシステム改修費であり、医療・介護サービスの負担増が続く中、高齢者にさらなる負担となることから、反対です。

議案第11号 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に反対する理由は、物価高騰により市民生活の厳しさが増している中、特別職の期末手当引上げは、市民合意が得られるものではないからです。

議案第26号から第52号まで、第55号、第56号、第58号から第62号まで、第64号から第67号まで及

び第69号から第76号までは、各種証明手数料、施設使用料及び負担金等を平均約11.5%値上げし、7億円もの市民負担増を見込む条例改正案であり、反対です。

とりわけ、議案第45号の札幌ドーム使用料の値上げは、今後の活用促進に向けて広く市民に活用してもらうことを掲げている将来像と矛盾します。

また、特に配慮が必要な高齢者や障がい者に関わる福祉施設の中でも、議案第51号の老人福祉センターの浴室使用料は25%もの値上げであり、さらに利用抑制につながりかねません。子育て、教育に係る分野においても、若者支援施設利用料は25%、放課後児童クラブの延長保育料は15%も増えることになり、子育てや若者の支援と逆行します。

そもそも、物価高騰は、国の失政により円安が長期化していることが最大の要因であり、物価高騰により市民の暮らしが苦しくなっている現状において、行政の役割として市民にこれ以上の負担を求めるべきではなく、反対です。

議案第79号 札幌市宿泊税条例案は、市内の宿泊者から宿泊税を徴収するものです。

宿泊事業者においては、観光一般に使うという税を宿泊だけに求めるのはおかしいという制度の根本的な問題を指摘する意見が多く、しかも、民泊や簡易宿所業界に対しては、条例制定後に説明をすとしてしています。

宿泊税の使い道は不透明であり、強制力を持つ税の徴収事務を担う宿泊事業者をはじめ、関係者の理解がない下で条例制定すべきではなく、反対です。

議案第80号 札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例案は、課税免除期間を含め、本市の市政運営にどのような影響があるのか全く不透明であり、認められないことから、反対です。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、波田大専議員。

（波田大専議員登壇）

○波田大専議員 私は、日本維新の会を代表し、ただいま議題となっております議案のうち、議案第11号 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案並びにこれに関連して議案第1号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第4号）に反対、残余の議案に賛成の立場で、討論を行います。

我が会派が議案第11号に反対いたしますのは、当該条例案が市長をはじめとする特別職の期末手当の増額を内容とするものであり、これに連動して市議会議員の期末手当も増額されることになるからであります。

市長などの特別職と市議会議員の期末手当は、昨年度も引上げが行われており、これに対し、我が会派では、反対の立場を明確にお示しさせていただきました。

また、さきの代表質問におきましても、物価高で多くの市民が苦しい生活を強いられている中、市長の給料が月額128万円、市議会議員の報酬が月額86万円と、政治家だけが市民感覚からかけ離れた高い報酬を得ているという実態は、到底、市民の皆さんから理解を得られるものではないと申し上げた上で、徹底した行財政改革で財源を生み出すために、まずは、市長や市議会議員自らが自分たちの給料や報酬を削減することから始める姿勢を示すことが重要ではないかと提言させていただいたところです。

そのような中、議案第11号では、市長の給料や市議会議員の報酬を削減するどころか、昨年を引き続き、今年度もまた期末手当をさらに増額するものとなっております。

札幌市では、この増額について、特別職の期末手当については、国の幹部職員である指定職職員、いわゆる局長クラスの職員の期末手当に準ずることが適当とする国からの通知を根拠としておりますが、この国からの通知には法的拘束力はな

いとのことです。

実際に、私ども維新の会が徹底した行財政改革を行っております大阪市では、市長の給料月額166万9,000円を40%カットして月額100万1,400円とし、大阪市議会議員の月額報酬は88万円を12%カットして月額77万4,000円としておりますが、今年度の期末手当につきましても、一般職の職員への支給額は引上げを行うものの、市長などの特別職と市議会議員については、当然のことながら、支給額の引上げは行う予定はないとのことでした。

物価高で多くの市民が苦しい生活を強いられている中、市長などの特別職と市議会議員だけが市民感覚からかけ離れた高い給料や報酬をもらい続けて、ましてや、昨年度に続いて、今年度もまた期末手当をさらに増額するという事は、到底、市民の皆さんから理解を得られるものではないと考え、期末手当の増額を内容とする議案第11号並びに議案第1号には、断固として反対をいたします。

以上で、討論を終わります。

**○議長（飯島弘之）** 次に、脇元繁之議員。

（脇元繁之議員登壇）

**○脇元繁之議員** 私は、ただいま議題となっております議案のうち、議案第11号 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及びこれに関連して議案第1号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第4号）の2件に反対の立場で、残余の議案に賛成の立場で、討論を行います。

本議会には、札幌市人事委員会からの職員の給与に関する報告と勧告の内容等を考慮して、一般職と特別職の職員、教育職員などの給与等の引上げを内容とする条例案と、これに関連する補正予算が提案されております。

民間給与との比較における官民較差を解消することを主な内容とするものでありますが、この中で、一般職の職員の給与改定等を踏まえ、本市の

市長、副市長など特別職の職員の期末手当を引き上げるための議案第11号 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案には反対せざるを得ないのであります。

その理由としまして、特別職の期末手当が引き上げられることにより、それに連動する形で市議会議員の期末手当が引き上げられるからであります。

我々は、市民にとって一番身近な政治家である市議会議員です。市民と同じ目線でまちづくりをしていく上で、もともとの議員報酬が一般的に見ても高額であることに加え、昨今の食料品や燃料代の高騰をはじめとするこの物価高の中で市民生活は厳しさが増す一方であり、こうした社会情勢の下で、特別職の期末手当が引き上げられることにより、それに連動する形で市議会議員の期末手当が引き上げられることは、市民の理解を得られないと判断したからであります。

ただ、私は、正直申し上げまして、同じ特別職の地方公務員であっても、市長、副市長と我々議員とでは、勤務形態や活動の中身が大きく異なりますので、議員はともかく、市長、副市長の期末手当にまで言及することについてはいささか悩んだところであります。

なぜ、こういう悩みが生ずるかといいますと、議員の期末手当については、札幌市議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例で、期末手当の支給割合は市長、副市長の例によるとしているため、市長らの期末手当の支給割合が改定されると、自動的に議員の期末手当も改定されるという仕組みになっているからであります。

しかも、この条例には、議員の期末手当について、議員報酬の月額に100分の170を乗じて得た額とするといった支給率に関する規定がないため、条例を見ただけでは、一体幾ら支給されるのか、一目瞭然とはなっていないのであります。

そこで、ほかの政令市の状況を調べたところ、千葉市をはじめ、名古屋市、京都市、大阪市、神

戸市などでは、市議会議員の期末手当額に関して条例で支給割合を明確に示しております。市民にとって、見える化されているわけでありませう。

それでは、本市の現在の札幌市議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例で、議員の期末手当額を、現状のまま、つまり据置きとするためにはどのような手段があるのか。すると、立法技術的には、市議会議員の期末手当の額について定める条例第2条の特別職の例によるとある部分を、100分の170を乗じて得た額とすると読み替える内容の条例改正を行うことによって引き上げなくて済むのであります。

ただ、そのための条例改正案を議員提案で行うとなりますと、本市議会においては6人以上の賛同者が必要となり、広く理解を得るとしても時間的になかなか厳しいものもあるのも事実であります。

したがって、市議会議員の期末手当の額を引き上げないとするためには、市長、副市長らの期末手当の引上げを内容とする条例案に反対せざるを得なかったということでありませう。

長々と述べましたが、以上で、期末手当の増額を内容とする議案第11号 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案と、期末手当の増額内容を含む議案第1号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第4号）の2件には反対をさせていただきます。

あわせて、議員の期末手当に関する条例の在り方についても一石を投じさせていただきましたので、今後における議論の参考にしていただければ幸いです。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、米倉みな子議員。

（米倉みな子議員登壇）

○米倉みな子議員 私は、市民ネットワーク北海道を代表し、ただいま議題となっております議案92件のうち、議案第1号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第4号）、議案第11号 札幌市特

別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の2件に反対、残余の議案に賛成の立場で、討論を行います。

議案第11号は、市長等の特別職の期末手当の支給月数0.05月分の引上げと、それに伴い、市議会議員の期末手当も市長等と同様に0.05月分引き上げるものです。

市長等の特別職と市議会議員の期末手当については、昨年の第4回定例会でも0.1月分の引上げが議案となり、市民ネットは反対いたしました。

その討論の場で、私は、反対の理由として、市民生活は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰が続き、厳しい生活を強いられています。また、物価高と燃料代、電気代の高騰や円安の影響等で、多くの中小企業は給料を上げられないのが現状です。働く人全体の4割近くを占める非正規労働者では、期末手当を支給されない方も多数おられますと述べました。さらに、国民は物価高などで苦しい、民間の賃金を底上げしてから上げるなら分かるが、税金からもらう側だけ上がるのはおかしい、国民の生活が苦しい中、給与を下げるなら分かるが、上げるなんてとんでもない、ちゃんと国民のほうを向いて仕事をしてほしいという市民の声も紹介させていただきました。

それから1年、市民の生活は潤っているでしょうか。物価高が継続し、台所事情はさらに厳しさを増し、家計のやりくりには相当な苦勞を強いられていることと思います。

全国の消費者物価指数は、3年前の11月から右肩上がりで上昇し、特に、米や野菜、電気・ガス代など、生活に欠かせないものの値上がりが目立ちます。一方で、実質賃金は、今年5月まで26か月連続で前の年の同じ月を下回るなど、収入が物価の上昇に追いついていないのが実情です。

帝国データバンクは、先月29日、2025年の飲料、食料品の値上げが3,933品目に上り、前年の同時期に公表した品目数の1,596品目を大幅に上回ったと発表しました。生活に関わる全てのもの

が値上がりし続けていて、上がっていないのは給料または年金だけという方は多いのではないのでしょうか。

札幌市内では、路線バスや市電など、市民の日常の大切な足である交通機関の料金が値上がりし、本定例会では、区民センターなど市民にとって憩いの場である施設の使用料の値上げが議案となっています。私たちは、市民の皆様にも、厳しい生活の中、さらなるご負担をお願いする立場です。

もうすぐ、子どもたちにも、大人にとっても楽しいクリスマスがやってきます。大通公園ではミュンヘン・クリスマス市が開かれ、きらびやかな夢の世界が広がっています。しかし、その楽しさを子どもに体験させてあげられない親がいる現実があるのです。クリスマスにボランティアが子どもたちにプレゼントを届ける活動をしているNPO法人チャリティーサンタが行ったアンケートによると、シングルマザーの3人に1人は、クリスマスなんて来ないでほしいと思ったことがあるという結果だったそうです。プレゼントを用意するのが困難という理由によるものです。

そして、さらに、来年1月から4月にかけて、パンや冷凍食品、ビールなどでまた値上げラッシュがやってきます。ある市民の方に今回の手当の引上げについて伝えると、大変驚いていました。

このように、多くの市民にとって非常に厳しい生活状況の中、今年も、市長、副市長、議員の期末手当を上げることは、到底、市民理解を得られるとは思えません。

よって、特別職の期末手当引上げのための予算が計上されている議案第1号と、給与に関する条例の一部を改正する議案第11号に強く反対いたします。

以上で、私の討論を終わります。

**○議長（飯島弘之）** 以上で討論を終了し、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、議案第1号、第11号の2件を一括問題といたします。

議案2件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（飯島弘之）** 起立多数です。

したがって、議案2件は、可決されました。

次に、議案第3号から第5号まで、第26号から第52号まで、第55号、第56号、第58号から第62号まで、第64号から第67号まで、第69号から第76号まで、第79号、第80号の51件を一括問題といたします。

議案51件を可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（飯島弘之）** 起立多数です。

したがって、議案51件は、可決されました。

次に、議案第2号、第6号から第10号まで、第12号から第21号まで、第23号から第25号まで、第53号、第54号、第57号、第63号、第68号、第77号、第78号、第81号から第93号までの39件を一括問題といたします。

議案39件を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（飯島弘之）** 異議なしと認めます。

したがって、議案39件は、可決されました。

---

**○議長（飯島弘之）** 次に、日程第3 議案第94号、諮問第1号の2件を一括議題といたします。

いずれも、市長の提出によるものです。

提案説明を求めます。

秋元市長。

（秋元克広市長登壇）

**○市長（秋元克広）** ただいま上程をされました議案1件及び諮問1件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第94号は、固定資産評価審査委員会委員選任に関する件であります。

札幌市固定資産評価審査委員会委員であります寺田昌人氏は、来る12月14日をもって任期満了となりますが、その後任者といたしまして、安岡悟志氏を選任することを適当と認め、議会の同意を得るため、本案を提出したものであります。

安岡悟志氏は、平成26年に公認会計士の登録をされ、現在、公認会計士事務所の代表をされている方であります。

次に、諮問第1号は、人権擁護委員候補者推薦に関する件であります。

札幌市を職務区域とする人権擁護委員のうち、来る3月31日をもって任期満了となります井上歳郎氏、小島佳代子氏、今野佑一郎氏、山田明子氏の4氏を引き続き推薦することを適当と認め、議会の意見を求めるため、本案を提出したものであります。

井上歳郎氏は、現在、株式会社北海道教育互助センターの取締役として活躍されており、平成25年1月から人権擁護委員に就任されている方であります。

小島佳代子氏は、現在、一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会の福祉施策副部長として活躍されており、平成31年4月から人権擁護委員に就任されている方であります。

今野佑一郎氏は、現在、弁護士として活躍されており、令和4年4月から人権擁護委員に就任されている方であります。

山田明子氏は、長く教職に携わり、札幌市立札幌中学校校長等を歴任され、平成25年1月から人権擁護委員に就任されている方であります。

以上で、ただいま上程をされました案件についての説明を終わりますが、何とぞ原案のとおりご同意くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（飯島弘之）** これより、質疑・討論の通告がありませんので、採決に入ります。

議案第94号については同意することに、諮問第

1号については推薦することを適当と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（飯島弘之）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号については同意することに、諮問第1号については推薦することを適当と認めることに決定されました。

---

**○議長（飯島弘之）** ここで、日程に追加して、議案第95号 札幌市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件は、全議員の提出によるものですので、直ちに採決に入ります。

本件を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（飯島弘之）** 異議なしと認めます。

したがって、本件は、可決されました。

---

**○議長（飯島弘之）** さらに、日程に追加して、意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に向けた森林・林業・木材産業施策のさらなる充実・強化を求める意見書、意見書案第2号 物価上昇を踏まえた高齢基礎年金等の改善に向けた議論を求める意見書、意見書案第3号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の3件を一括議題といたします。

意見書案第1号は、民主市民連合、公明党、日本共産党及び日本維新の会所属議員全員並びに山口かずさ議員、成田祐樹議員、脇元繁之議員及び米倉みな子議員の提出によるものであり、意見書案第2号、第3号の2件は、民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに山口かずさ議員、成田祐樹議員及び米倉みな子議員の提出によるものであります。

これより、質疑・討論の通告がありませんので、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、意見書案第3号を問題とします。

本件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(飯島弘之) 起立多数です。

したがって、本件は、可決されました。

次に、意見書案第1号、第2号の2件を一括問題といたします。

意見書案2件を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(飯島弘之) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案2件は、可決されました。

---

○議長(飯島弘之) 最後に、お諮りします。

配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、各委員長から閉会中継続審査の申出がありますので、このとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(飯島弘之) 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

[一覧表は巻末資料に掲載]

---

○議長(飯島弘之) 以上で、本定例会の議題とした案件の審議は、全て終了しました。

---

○議長(飯島弘之) これで、令和6年第4回札幌市議会定例会を閉会いたします。

---

閉 会 午後2時